

## とき

交通事故(第三者行為による不法行為等)で国民健康保険被保険者証を使用する場合は、手続きが必要で

## 出を



交通事故など、第三者の行為によって傷病を受けた場合、基本的には第三者(加害者)の不法行為により生じたものであり、けがを負わせた人がその損害を賠償する義務がありますが、国民健康保険を使って治療を受けることができます。

ただし、無免許運転・飲酒運転など重大な違反や犯罪を犯した場合を除きます。  
**必ず届け出を**

国民健康保険を使い、治療を受ける場合は、国民健康保険へ「第三者行為による傷病届」が必要です。交通事故にあつたらすぐ警察に届け、事故証明書をもらうのと併せて市民課国民健康保険係の窓口への届出を忘れずに行いましょう。

### 【届け出に必要なもの】

国民健康保険被保険者証・免許証・相手方の連絡先および加

入保険などのメモ

### ◆早急に提出する書類

- ・ 第三者の行為による傷病届
- ・ 念書(被保険者側)
- ・ 誓約書(相手側)(後日でも可)
- ・ 事故発生状況報告書
- ・ 交通事故証明書(後日でも可)

### 医療費負担は加害者の責任

第三者の行為によって受けた傷病の医療費は、原則として加害者が全額負担すべきです。したがって、国民健康保険を使い治療を受けると、国民健康保険は加入者の医療費を一時的に立て替え、あとから加害者に費用を請求することになります。

### 示談は慎重に

国民健康保険に届け出る前に、加害者から治療費を受け取つたり示談を済ませてしまうと、その内容が優先されて国民健康保険が使用できなくなることがあります。示談の前に、必ずご相談ください。

市民課国民健康保険係

☎(80)1143



## 市・県民税の納付方法

## 公的年金等に係る特別徴収が始まります

平成21年10月から地方税法の改正により、社会保険庁等(年金支払者)が老齢基礎年金等から市・県民税を天引きし、直接、市へ納入する特別徴収が始まります。

### 1. 対象者

市・県民税の納税義務者で、前年中に公的年金等の支払を受け、課税年度の4月1日において老齢基礎年金等を受給している65歳以上の人です。

平成21年度は、1期・2期にはなりません。老齢基礎年金等の年額が18万円未満の人  
特別徴収税額が老齢基礎年金の年額を超える人  
老齢基礎年金等から介護保険料が天引きされていない人

課税年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き山武市内に住所がない人など

### 2. 納付方法

平成21年度は、1期・2期は今までどおり納付書または口座振替により納付していただくこととなります。3期・4期に代わり10月から老齢基礎年金等からの天引きが開始されます。

※納付方法は変わりますが、年税額が増減することはありません。

### ◆平成21年度における徴収方法

税 額			普通徴収(納付書または口座振替)	
2月	12月	10月	第1期(6月)	第2期(8月)
年金額の6分の1			年金額の4分の1	
特別徴収(年金から天引き)				

### ◆平成22年度以降の特別徴収の時期・対象税額

税 額			特別徴収(年金から天引き)	
2月	12月	10月	4月	6月
年税額から仮徴収した額を控除した額の3分の1			前年の10月からその翌年の3月までに徴収した額の3分の1	
本徴収			仮徴収	

◎住民税の課税時期に、再度広報などでお知らせする予定です。

市民課市県民税係 ☎(80)1281